

◎新潟県告示第1537号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年12月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	上越あたご居宅介護支援事業所新井	妙高市高柳2丁目6番2号	社会福祉法人上越あたご福祉会	平成27年3月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援センターアリス	燕市桜町5番地	特定非営利活動法人アビリティ燕	平成27年4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援事業所愛らんど	佐渡市新穂潟上718番地	社会福祉法人しあわせ福祉会	平成27年4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援センター青空	三条市柳沢393番地	社会福祉法人青空福祉会	平成27年4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	上越基幹相談支援センター	上越市寺町2丁目20番1号上越市福祉交流プラザ内	一般社団法人上越相談支援ネットワーク	平成27年4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	上越あたご居宅介護支援事業所上吉野	上越市上吉野1912番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	平成27年10月1日
地域定着支援				